

## 第45号議案

品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年7月6日

品川区長 濱 野 健

品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例

品川区保育の実施等に関する条例（昭和62年品川区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「保育の実施を受けた児童にあつては」を削り、「A階層」を「C階層の第2階層」に、「または幼児教育の実施を受けた児童にあつては別表第2の第1階層から第3階層まで」を「および別表第2の第3階層」に改め、「同一」の次に「年齢」を加え、「および別表第5」を「から別表第6まで」に改め、「（前項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、または通所している特定被監護者等に限る。）」を削り、同条第4項を次のように改める。

4 前3項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1のC階層の第2階層からD階層の第3階層までおよび別表第2の第3階層に属する世帯に限る。）のうち、要保護者等（令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。以下同じ。）がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第5に定める額とする。

第5条に次の1項を加える。

5 第1項および第2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1

のD階層の第4階層(1)に属する世帯に限る。)のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第6に定める額とする。

別表第3中「別表第1」の次に「に定める額(第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号に定める額とする。)」を加え、「保育料」を「額」に改める。

別表第4および別表第5を次のように改める。

別表第4(第5条関係)

区分	月額(特定被監護者等1人につき)
最年長である特定被監護者等の次に年長である特定被監護者等	別表第1のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに定める額(第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号に定める額とする。)または別表第2の第3階層に定める額に100分の50を乗じて得た額
その他の特定被監護者等	0円

別表第5(第5条関係)

区分	月額(特定被監護者等1人につき)
最年長である特定被監護者等	別表第1のC階層の第2階層からD階層の第3階層までに定める額(第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号に定める額とする。)または別表第2の第3階層に定める額に100分の50を乗じて得た額

その他の特定被監護者等	0円
-------------	----

別表第5の次に次の1表を加える。

別表第6（第5条関係）

区分		月額（特定被監護者等1人につき）		
		3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合
最年長である特定被監護者等	第5条第1項第1号に掲げる区分に該当する場合	9,000円	6,000円	6,000円
	第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合	7,200円	4,800円	4,800円
その他の特定被監護者等		0円		

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第5条第3項から第5項までおよび別表第3から別表第6までの規定は、平成29年度以後の保育料について適用する。

（説明）ひとり親世帯等に係る保育料の軽減措置を拡充する必要がある。